

広報しまもと「みんなのひろば」及び 「町・教育委員会の後援事業」掲載基準

(令和6年1月16日)

この基準は、「広報しまもと」のうち、住民団体による自主的な文化・福祉・スポーツ活動等を紹介する「みんなのひろば」及び公共性、公益性の高い団体による活動として本町又は本町教育委員会の後援を受けた事業を紹介する「町・教育委員会の後援事業」への記事掲載について必要な事項を定め、もって公平性を確保しつつコミュニティの形成に寄与することを目的とする。

第1 みんなのひろば

1 掲載団体・活動内容の要件

次の要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 半数以上が町内在住、在勤又は在学かつ3人以上で構成された団体であること
- (2) 主催者が町内在住、在勤又は在学であること
- (3) 自主的に運営しており、営利事業を行っていない団体であること
※ただし、企業などが開催する公共性・公益性の認められるイベントは掲載可とする(企業などが行う説明会や無料体験会などはイベントには含まない)
- (4) 報酬を受け取る指導者等が団体構成員に含まれていないこと
- (5) 政治又は宗教活動でないこと
- (6) 個人の活動でないこと
- (7) 掲載目的がイベントの開催告知又は団体のメンバー募集であること
- (8) 町又は町教育委員会の後援事業でないこと
- (9) 島本町在住、在勤又は在学の方を対象にした告知又は募集であること
- (10) イベントの開催場所が島本町内又は島本町に隣接した地区(大山崎町、高槻市(檜尾川以東に限る))であること
※バスツアーやハイキングなどは集合・解散場所が町内の場合のみ可とする
- (11) イベントの開催場所が個人宅でないこと

2 申込方法・掲載回数などの要件

次に定めるところによる。

- (1) 申込者は団体構成員であること(代理人による申込は不可とする)
- (2) 掲載希望月の前々月の15日までに、広報しまもと「みんなのひろば」記事掲載依頼書を広報担当課に提出又はみんなのひろば掲載申込WEBフォームで申込すること
- (3) 掲載できる項目は、①表題(30文字以内)②団体名③日時または期間④開催場所⑤対象者⑥費用⑦問合せ先(2つまで)の7項目(①②⑦は必須項目)とし、①を含め全体で150文字以内に収めること
※項目外で掲載したい情報があれば、①に含めることは可とする

- (4) 同一団体又は同一人による掲載は、1号につき1件、1年度(4月から翌年3月まで)につき4件を上限とし、メンバー募集の記事掲載は前回の募集記事から6か月以上の期間をあけること
- (5) 月あたりの参加負担額が2,000円以上である場合は、申込の際に収支概要書を提出すること

第2 町・教育委員会の後援事業

1 掲載事業の要件

第1の1の要件を満たし、かつ、記事を掲載する広報しまもとの校正時点で町又は町教育委員会から後援の承認を受けている事業とする。

2 申込方法・掲載回数などの要件

次に定めるところによる。

- (1) 掲載希望月の前々月の15日までに広報担当課に申し込むこと
※任意の様式で可とする
- (2) 表題(30文字以内)、団体名、問合せ先の記載は必須とし、表題も含め150文字以内に収めること
- (3) 同一団体又は同一人による掲載は、1号につき1件、1年度(4月から翌年3月まで)につき6回までを上限とし、メンバー募集の記事掲載は前回の募集記事から6か月以上の期間をあけること

第3 留意事項

- (1) 団体又は団体の構成員が虚偽又は不正による申込を行った場合、同一団体又は同一人による今後の掲載は認められない
- (2) 申込者の誤記載等によるトラブルに対して、町は責任を負わない
- (3) 申込多数の場合、①町内で実施するもの、②無料で行われるもの、③当該年度における掲載回数が少ない団体又は申込者の順に優先して掲載する
- (4) 記事掲載月の前月初旬(1月号の場合12月初旬)に、メール又はファックスにて広報担当課から申込者に校正を依頼することとしており、定められた期日までに校正確認の連絡がない場合、当該記事は掲載しない
- (5) 誌面の都合又は表現の統一を要する等の事情により、掲載依頼のあった文章に修正を加える場合や、訂正依頼があっても応じられない場合がある
- (6) 本基準に定めるほか、掲載することが適切でないとして広報担当課長が判断した場合、別途連絡するものとする

「広報しまもと記事掲載のきまり」

《掲載基準》（抜粋）

住民の福祉の向上に資する公共性・公益性の高い広報しまもとを作成するため、次の基準に留意するものとする。

1 政治的中立性を維持していること。

●政治的中立性を維持するため、政治上の目的をもって行われる政治活動の記事は、町長の政策や考え方などを除き掲載しない。

→政治上の目的を持って行われる政治活動以外の記事であっても、町議会議員・国会議員・そのほか地方公共団体の議員（以下、議員など）を講師とする講演会や問い合わせ先が議員などの名前になっているものは、読者から売名行為との疑念を抱かれる恐れがあり、肩書きの有無に関わらず掲載しない。ただし、選挙結果や行政委員の委嘱などに伴う氏名掲載などはこの例外とする。

●特定の思想を助長する内容の記事は掲載しない。

→特定の思想を助長するもの…当該記事と違う考え方をもった住民が不快な思いをする場合も考えられるため、世論を二分する事案などに対し一方からのみの意見を主張するものや、特定の主義主張が読み取れる記事は掲載しない。

（例）〇〇に対して反対する会、〇〇を主張する集会など

2 財産権の侵害となるような情報提供を行っていないこと。

3 個人情報・プライバシーを漏えいしていないこと。

4 著作権を侵害していないこと。

5 政教分離に反していないこと。

●特定の宗教団体に勧誘するような宗教活動の記事は掲載しない。

6 特定の企業を不当に応援していないこと。

●本町の魅力や特色などを紹介する目的以外で、特定の企業の特定の商品を紹介するような営利目的の記事は掲載しない。

●島本町広報誌広告掲載取扱要綱の規定に従って掲載される有料広告はこの例外とする。

7 差別語を使用していないこと。

8 そのほか、公の秩序・善良の風俗に反しないこと、読者に疑念をいだかせるおそれがないこと、町が発行する広報の性格になじまないものでないこと。